

令和 6 年 11 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県稲敷市江戸崎甲 2688 番地  
 サカハシイチイ  
 医療法人 坂本医院  
 理事長 坂本成人  
 電話 029 (892) 2627



決 算 届

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。



[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。  
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。  
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 6 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人坂本医院

①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人

その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県稻敷市江戸崎甲 2688 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 12 月 28 日

(4) 設立登記年月日 平成 6 年 1 月 18 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	坂本 成人	
理 事	坂本 成人	坂本医院診療所管理者
同	坂本 千穂	
同	松島 裕子	
同		
同		
監 事	高野 勇一	
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参考)

## 〔別 紙〕

様式 1

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	該当なし			
診療所	坂本医院	0812710010	茨城県稲敷市江戸崎甲 2688番地	無床
介護老人保健施設	該当なし			
介護医療院	該当なし			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について  
は、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の  
それぞれについて内訳を[　]書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載  
すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に  
【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月17日 令和4年度決算の決定

## 様式 2

法人名 医療法人 坂本医院  
 所在地 茨城県稻敷市江戸崎甲2688

※医療法人整理番号

財産目録  
 (令和 6年 8月31日現在)

1. 資産額	74,526 千円
2. 負債額	9,419 千円
3. 純資産額	65,106 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	47,165
B 固定資産	27,360
C 資産合計 (A+B)	74,526
D 負債合計	9,419
E 純資産 (C-D)	65,106

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借) )
建物	( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借) )

## 様式3-2

法人名 医療法人 坂本医院  
 所在地 茨城県稻敷市江戸崎甲2688

※医療法人整理番号

## 貸借対照表

(令和6年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	47,165	I 流動負債	7,349
II 固定資産	27,360	II 固定負債	2,069
1 有形固定資産	10,348	負債合計	9,419
2 無形固定資産	306	純資産の部	
3 その他の資産	16,705	科目	金額
		I 出資金	8,300
		II 積立金	56,806
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	65,106
資産合計	74,526	負債・純資産合計	74,526

法人名 医療法人 坂本医院  
 所在地 茨城県稻敷市江戸崎甲2688

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	121,512
2 事 業 費 用	122,623
本來業務事業損失	1,110
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 損 失	1,110
II 事 業 外 収 益	686
III 事 業 外 費 用	0
經 常 損 失	423
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 損 失	423
法 人 稅 等	72
当 期 純 損 失	495

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 坂本医院  
理事長 坂本 成人 殿

私は、医療法人坂本医院の令和3会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月17日  
医療法人 坂本医院

監事 高野 勇一